

令和2年5月28日

埼玉県第4種チーム代表者各位

公益財団法人埼玉県サッカー協会
第4種委員長 東 島 雅 之
(公 印 略)

サッカー活動の再開について (通知)

皆様方には平素より、本県少年サッカー振興、発展に格別のご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大防止の対応については、ご協力頂き有難うございます。埼玉県におきましては、政府より出されておりました緊急事態宣言が5月25日に解除になりました。それに伴いまして、学校の再開も地域により違いがありますが、多くの地区で6月1日からの再開となっています。ただ、公共施設の利用を6月末日まで使用禁止としている自治体もあり、すべて条件が整ったとはいえません。

第4種委員会としましては、5月31日をもって活動の自粛のお願いを解除することと致しました。しかしながら、活動再開については、自治体の判断に沿って頂くとともに、選手の安全を最優先して練習プログラムなどを考えて頂きたいと思っております。

また、4種事業につきましては、活動自粛が約3か月に及んでいますので、十分なコンディションづくりの期間が必要と考え、5月5日付「活動自粛に伴う各事業の方針について」の条件等を考慮し決定したいと思いますので、ご了解下さい。

新型コロナウイルス感染は、完全に終息していません。引き続き三密の回避、手洗い等の励行、マスク着用の励行等十分な予防策をとり、感染防止にご協力をお願い致します。

参考

「サッカー活動の再開に向けたガイドライン」 (第4種委員会)

「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」 (日本サッカー協会)

「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」 (日本スポーツ協会)

「スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について」 (日本スポーツ協会)